



事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 4 日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局労働基準部
健康安全課長

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応の徹底について

労働衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和 2 年 1 月 31 日付け事務連絡により、事業者等から一般的な問合せがあった場合の対応に当たって、厚生労働省ホームページを参考としていただきますよう連絡させていただいたところですが、1 月 31 日（日本時間）、新型コロナウイルスについて、世界保健機構（WHO）において「国際的な公衆衛生上の緊急事態」が宣言されたことから、今後は、感染症のさらなる拡大防止に努める必要があります。

このため、会員や関係事業場等などからの相談において、新型コロナウイルスの感染を予防するための相談等がなされた場合には、

- ・ 一般的な衛生対策として、咳エチケット（※ 1）や手洗いなどを行っていただくこと

※ 1 咳エチケットは、感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること

また、医療機関への受診に関する相談がなされた場合については、厚生労働省ホームページにおいて、入国前に滞在した地域が、武漢市から湖北省へ拡大したことに留意していただき、

- ・ 湖北省（※ 2）からの帰国後 2 週間の間に、発熱（37.5 度以上）や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、速やかにお住まいの地域の保健所に連絡し、医療機関を受診すること。ご不明な点は、最寄りの保健所に問い合わせること
- ・ また、湖北省に滞在していた方と接触された方で咳や発熱等の症状がある場合にも同様に受診すること

を御指導いただくとともに、厚生労働省の専用相談窓口を案内いただきますよう、周知徹底をお願いします。

※ 2 保健所に問い合わせる等の対応が必要な方については、今後の流行状況に

合わせて変更の可能性があることから、適宜厚生労働省ホームページを確認していただきますようお願いいたします。

○厚生労働省の専用相談窓口

電話番号：03-3595-2285

○「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」（厚生労働省ホームページ）について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症に関するQ&A」

（一般の方、医療機関・検査機関の方向け（令和2年1月31日時点））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

（事業者・職場でのQ&A（令和2年2月1日時点））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00002.html

○「保健所管轄区域案内」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/